

匝瑳市農業振興地域整備促進協議会議事録

令和4年1月14日（金）
13：59～14：32
八日市場ドーム選手控室

（司会）

委員の皆様、お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。進行を務めさせていただきます、産業振興課農政班の伊藤です。

本日の出席者は、協議会委員14名のうち9名で過半数を超えておりますので、匝瑳市農業振興地域整備促進協議会条例第6条第2項の規定により、協議会が成立したことをここに御報告いたします。

続きまして、構成団体の改選により本日5名の新たな委員をお迎えしております。私の方から紹介させていただきます。お手元の協議会委員名簿を併せてご覧ください。新規委員の紹介（団体名・役職・氏名）

欠席委員の報告

続きまして、事務局の紹介をいたします。

〈市役所産業振興課〉

課長あいさつ、事務局職員自己紹介

（司会）

それでは、協議会を開会いたします。

（司会）

議事に入る前に、匝瑳市農業振興地域整備促進協議会条例第5条第1項の規定により、委員の互選により会長を選任することとなっておりますが、従前までは、指名推薦で行ってりましたが、今回も同様の方式でよろしいでしょうか。

それでは、ご発言をお願いいたします。

〈鈴木委員からの発言〉

新会長に農業委員会会長の布施委員を推薦します。

鈴木委員から、ご発言がございました。新会長に農業委員会会長の布施委員をとのことですが、よろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

それでは、新たに会長となられた布施会長にご挨拶をいただきます。

(新会長)

ただいま、会長に選任されました布施でございます。就任にあたり、一言ご挨拶申し上げます。この協議会は、匠瑳市における農業振興の基本的事項である農業振興地域について審議する場であり、今後の匠瑳市農業の方向性を決める重要な責を担っています。委員の皆様には、匠瑳市農業のさらなる発展のため、ご協力をお願いいたします。

(司会)

ありがとうございました。

なお、副会長は前協議会で選任されました須合委員になります。

それでは、議事に入ります。

議長については、本協議会条例第6条第1項の規定により会長をお願いいたします。

(議長)

それではしばらくの間、議長を務めさせていただきます。

さっそく議題に入らせていただきます。はじめに議題の(1)「匠瑳市農業振興地域整備計画の変更について」の審議は、重要変更となる除外1案件と軽微変更となる用途変更3案件で、合計4案件であります。

事務局からの説明が終了した後、審議をしていきたいと存じます。では、審議に入ります。

重要変更の除外 案件番号1について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

案件番号1 重要変更(除外)について説明いたします。

(事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等)により案件説明する。

(議長)

ただいまの説明について、何か御質問・御意見はございませんか。

<なしの声>

(議長)

ないようですので、打ち切ります。

採決に入ります。

重要変更の除外 案件番号1の変更案について、適当とされる方の挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

挙手全員(挙手多数)で本案件は承認されました。

それでは次の案件へ移ります。

(議長)

軽微変更の用途変更 案件番号1について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

案件番号1 軽微変更(用途変更)について説明いたします。

(事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等)により案件説明する。

(議長)

ただいまの説明について、何か御質問・御意見はございませんか。

(B委員)

クレームが出たという話だが、内容は。

(事務局)

航空写真より、平成27年に許可をとった農業用施設用地の枠を越えて建物を建ててしまったことです。

(議長)

そのほかございますか。

<なしの声>

(議長)

そのほかないようですので、打ち切ります。

採決に入ります。

軽微変更の用途変更 案件番号1の変更案について、適当とされる方の挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

挙手全員(挙手多数)で本案件は承認されました。

それでは次の案件へ移ります。

(議長)

軽微変更の用途変更 案件番号2について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

案件番号2 軽微変更(用途変更)について説明いたします。

(事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等)により案件説明する。

(議長)

ただいまの説明について、何か御質問・御意見はございませんか。

<なしの声>

(議長)

ないようですので、打ち切ります。

採決に入ります。

軽微変更の用途変更 案件番号2の変更案について、適当とされる方の挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

挙手全員(挙手多数)で本案件は承認されました。

それでは次の案件へ移ります。

(議長)

軽微変更の用途変更 案件番号3について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

案件番号3 軽微変更(用途変更)について説明いたします。

(事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等)により案件説明する。

(議長)

ただいまの説明について、何か御質問・御意見はございませんか。

(B委員)

駐車場は砂利を敷いてそのままの状態か、申請から許可ができるまで除去はしないのか。

(事務局)

現状のまま許可をとって適法にします。

(議長)

そのほかございますか。

(A委員)

概要説明について、文書があるなら添付してほしい。事前配布資料に添付できるなら、協議会の前に内容確認ができる。添付は可能か。

(事務局)

可能です。次回から対応させていただきます。

(議長)

そのほかございますか。

<なしの声>

以上で「議題(1)」の審議を終了してよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

(議長)

では、続きまして、議題の(2)「その他」についてですが、委員の皆様又は事務局より何かございますか。

(B委員)

今回の案件のように違法状態の指導は年間何件あるか。出てきて初めてわかるのか、指導しているのか。

(事務局)

今回の案件については、農業委員会の指導があって申請されたもので、申請されて初めてわかりました。今年度は、今回の3案件のみです。

(A委員)

匝瑳市の発展のため、農地転用は臨機応変に、事務局は柔軟な対応をお願いしたい。

(事務局)

今後のスケジュールについて説明する。

(議長)

そのほかございますでしょうか。

<なしの声>

(議長)

ないようですので、以上を持ちまして、全ての議題について審議を終了しました。本日の審議結果について、匝瑳市長へ答申することといたします。

慎重審議、ありがとうございました。

(司会)

会長ありがとうございました。以上をもちまして、匝瑳市農業振興地域整備促進協議会を閉会いたします。長時間にわたりお疲れ様でした。